

# 臨時特別給付金

熊本市臨時特別給付金センター  
☎096-355-8866 午前9時～午後5時  
(土日祝除く)

内閣府センター  
☎0120-526-145 午前9時～午後8時  
(土日祝含む)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方々の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

## 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

### ■支給対象世帯

- ① 基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度の市町村民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯)
  - ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)
- ※①および②のいずれも、市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

■支給額 1世帯当たり10万円

### ■申請方法等

#### 【住民税非課税世帯】

確認書が送られてきた世帯は返送してください。  
申請書が送られてきた世帯は、必要書類を添えて同封の返信用封筒で申請してください。

#### 【家計急変世帯】

2月21日(月)から各区役所相談窓口で申請受付を開始します。

申請書は市ホームページまたは区役所「臨時特別給付金相談窓口」で配布しています。

### ■相談窓口

区役所に「臨時特別給付金相談窓口」を設置しています。  
(受付時間:平日の午前8時半～午後4時半)

詳しくは、市ホームページへ。



## 子育て世帯臨時特別給付金

### 対象者が追加されました

### ■支給対象者

- ① 基準日(令和3年9月30日)時点で18歳以下の児童を養育している方(児童手当支給要件の該当者)※所得制限があります。
- ② 基準日には児童を養育していなかったが、その後の離婚等(DV避難者・施設入所、養子縁組や海外からの帰国者等を含む)で、2月末までに新たに養育者となった方のうち、前養育者から給付相当額を受け取っていない方や、前養育者が対象児童のために給付相当額を使っていない方(今回追加された対象者)

※児童の範囲:平成15年4月2日～令和4年3月31日に生まれた児童

※今回追加された対象者の詳細はホームページを確認ください。

■支給額 対象児童1人につき10万円

### ■申請について

- 上記②に該当する方や対象児童の住民票が本市にない方は、申請が必要となりますので、ホームページから申請書をダウンロードして郵送で申請してください。
- 新生児については、速やかに出生届の届け出および児童手当の申請を行ってください。確認でき次第、当該給付金の通知または申請書を送付します。

### ■申請期限 期限が決まりました。申請はお早めにお願いします。

ア 新生児および上記②に該当する方:4月28日(木)

※当日消印有効

イ ア以外:3月15日(火)※当日消印有効

詳しくは、市ホームページへ。



## 宿泊施設で感染予防しながらお得にテレワークできます

職場での新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、宿泊施設が提供するテレワークのためのデイユースや宿泊プランをお得に利用できるテレワーク利用促進事業を実施しています。自宅でテレワークがしづらい方など、ぜひご利用ください。

**期間** 3月18日(金)まで(宿泊の場合は、3月19日(土)チェックアウトまで)

※販売状況により早期に終了する場合があります。

**対象** 県内に住む、テレワークを目的に宿泊施設を利用する方

### 対象プランと割引内容

対象プラン(1人1日(回)あたり)	割引額	最低自己負担額
2,000円～3,999円(税込)のプラン	1,500円	500円
4,000円(税込)～のプラン	3,000円	1,000円

**利用方法** この事業に参加登録した宿泊施設が対象プランを販売します。宿泊施設に直接、プランの利用申込を行ってください。

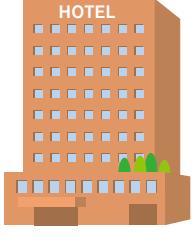
参加宿泊施設一覧  
はこちから



①あらかじめ割引が適用されたプランを販売



②電話、公式サイト、販売サイト(OTA)で予約。割引後の料金を支払い、プランを利用



(観光政策課 ☎096-328-2393)

## 移動図書館を利用しませんか

移動図書館車は、動く図書館として、市内を巡回し、本の貸し出し等を行っています。

幼児からお年寄りまで多くの方に利用いただけるよう、楽しい本、暮らしに役立つ本などを満載にしてお届けします。

### 利用方法

- ・図書館カードが必要です。  
(図書館カードは、市立図書館や公民館図書室等と共通)
- ・図書館カードは、市内に住むか、通勤・通学している方、図書資料の貸し出しに関する協定を締結している市町村に住む方であれば作ることができます。

**貸出・返却** ①貸し出しは一人10冊(全館合わせて)まで、貸出期間は2週間(次の巡回日まで)です。

②借りた本は市立図書館や公民館図書室等でも返却できます。

**巡回場所・日時** 市立図書館ホームページに巡回予定表を掲載しています。

市立図書館  
ホームページ



(市立図書館 ☎096-363-4522)